

問 B-2. 近年、熱中症による労働災害が増加していることから、令和 7 年に労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）が改正され、熱中症対策の強化に関する新たな規定が設けられた。次の文は、熱中症対策に関して事業者が実施しなければならない事項について述べたものである。文章中の ア 及び イ に当てはまる内容について、それぞれ 45 字以内で解答欄に記せ。

ただし、ア については語群 1、イ については語群 2 の語句を全て使用して解答すること。

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業など熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は ア した場合にその旨の イ させなければならない。

語群 1

疑い      他の者      発見

語群 2

周知      整備      体制      当該作業に従事する者